

運 営 規 程

グループホームはるが丘

(認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 楽晴会が設置するグループホームはるが丘(以下事業所という。)において実施する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の職員、その他従業者が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)の、お客様に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、認知症であるお客様が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、お客様がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助するものである。

指定介護予防認知症対応型共同生活の提供にあたっては、認知症であるお客様が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、お客様の心身機能の維持回復を図り、もって生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業所はお客様の意思及び人格を尊重し、常にお客様の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所はお客様の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるようお客様の心身状況を踏まえて、妥当適切にサービスを提供する。
- 4 事業の実施にあたっては、お客様の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるとともに常にお客様の家族と連携を図り、家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
- 5 事業を提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 グループホームはるが丘
- (2) 所在地 上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢59-54

(職員の職種、員数及び勤務内容) ※令和8年 4月 1日現在

第4条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び勤務内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者 社会福祉主事1名(介護支援専門員兼務)
事業所の従業者の管理及び事業所の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者 介護支援専門員1名(管理者兼務)

認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症共同生活介護〕計画を作成する。

(3) 介護従業者 6名以上

介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症共同生活介護〕の提供に当たる。

(入所定員)

第5条 事業所の利用定員は9名とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第6条 事業所を利用する場合は、認知症の状態にあることを確認できる主治医等の診断書等を提出すること。

2 事業所を利用する場合は、利用者及びその家族は各種法令等及び次に定める事項等を遵守して快適な共同生活を保つように努める。

- (1) 他の利用者の日常生活に迷惑・危害を及ぼさないように留意すること。
- (2) 所持品及び衣類は清潔を保つこと。
- (3) 嗜好品・器物の購入、あるいはこれらを持ち込む場合は、事前に職員に届け出ること。
- (4) 日常生活に危害を及ぼすと認められる器物は所持せず、あるいは持ち込まないこと。

(事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 事業所は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、次の通り行う。

- (1) 入居者の生活時間帯は、午前6時00分～午後9時00迄
- (2) 介護
- (3) 食事の提供
- (4) 日常生活習慣支援
- (5) 健康管理
- (6) 教養娯楽及びレクリエーション
- (7) 園芸療法
- (8) 回想法

2 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。但し、収入によって該当する方は、2割～3割の額とする。負担割合は市町村より交付されている「介護保険負担割合証」に基づく。

3 前項の他、次の各号に掲げる費用は、利用者が負担するものとする

- (1) 食材料費 日額 1,450円
- (2) 居室代 日額 1,000円
- (3) 光熱水費 月額 12,500円
暖房費(11月～4月) 月額 5,000円
- (4) 洗濯代 1回 150円
- (5) 理美容代 実費負担とする。
- (6) おむつ代は実費負担とする。
- (7) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用 実費
 - ・日用品費(歯ブラシ、入浴用品、化粧品、タオル、ティシュペーパー等)
 - ・クラブ活動の材料費
 - ・医療に要する費用

- ・インフルエンザ等の予防接種費用及び診断書料等
 - ・私物のクリーニング料（事業所でクリーニングできないもの）
 - ・その他、入所者に負担させることが適当と認められるもの
- (8)金銭管理・保全サービス費 月額3,000円

4 前項の他、次の各号に掲げる費用の額を入所者から受けることができる。

一 外出支援サービスに要する費用

- (1) 外出支援で送迎の要請があった場合、片道15km未満 1,000円
- (2) 外出支援で送迎の要請があった場合、片道15km以上 2,000円

5 前第1項各号に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、提供するサービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

(緊急時における対応方法)

第8条 事業の提供を行っているときにお客様の病状の急変、その他の緊急事態が生じた場合は、速やかに、主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに管理者へ報告する。

- 2 事業の提供により事故が発生した場合は市町村、当該お客様の家族、当該お客様に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに必要な措置を講じる。
- 3 お客様に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(協力機関)

第9条 事業を行うにあたり、次の関係機関と協力、連携し、支援体制の確立を図るものとする。

- 2 三沢市立三沢病院、鳴海外科医院、中山内科医院、福田眼科医院、小松ヶ丘歯科医院、及び三沢聖心会病院を協力病院とし、施設利用者の健康保持のために必要な治療等について、受診、往診あるいは入院等が随時受けられるようにする。
- 3 利用者に健康上の急変があった場合は、三沢市立病院あるいは十和田市立中央病院と連絡をとり、救急治療あるいは緊急入院が受けられるようにする。
- 4 晴ヶ丘老人ホーム及びはるが丘デイサービスセンターと連携し、施設設備の供応、業務の協働化等により管理体制の支援を図る。
- 5 三沢老人ホームと連携し、職員研修、重介護者の異動等運営体制の支援を図る。
- 6 居宅介護支援事業者と、保健医療機関への対応等が円滑に行われるように連携を図る。

(非常災害対策)

第10条 事業所は災害に備えては非常災害計画を作成し、責任者を定め、年2回の避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2 訓練の実施にあたっては 地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(苦情処理)

第11条 事業の提供に係るお客様及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談及び苦情窓口として専属の職員をあてるとともに楽晴会苦情解決第三者委員に報告し、誠意をもって苦情解決に努めることとする。施設に目安箱を設置する。

- 2 事業所は提供した事業に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは定時の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必

要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は提供した事業に係るお客様からの苦情に対して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(カスタマーハラスメントへの対応)

第12条 事業所は、利用者又はその家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、職員の就業環境を害するおそれのある行為（以下「カスタマーハラスメント」という。）について、職員の安全及び尊厳を確保し、適切な介護サービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行うものとする。

- 2 前項に定めるカスタマーハラスメントには、次に掲げる行為を含むものとする。

ただし、これらに限られるものではない。

- (1) 暴言、威圧的な言動、人格を否定する発言
 - (2) 業務の範囲を超える過度又は不当な要求
 - (3) 合理性を欠く長時間の拘束や、執拗な要望・クレーム
 - (4) その他、職員の就業環境を著しく害する行為
- 3 本事業所は、職員が安心して相談できる相談体制を整備し、職員研修や対応マニュアルを整備して、必要に応じて法人本部、関係機関等と連携しながら対応するものとする。
 - 4 本事業所は、カスタマーハラスメントが発生した場合、複数名による対応、事実関係の記録、管理者への報告等を行い、状況に応じて適切な対応を講ずるものとする。
 - 5 カスタマーハラスメントが継続し、又は著しく悪質であると認められる場合には、サービス提供方法の見直しその他必要な措置について、利用者又はその家族等と協議を行うことがある。

(個人情報の保護)

第13条 事業所はお客様又は家族の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得たお客様又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じてお客様又は家族の同意を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。

(衛生管理等)

第14条 事業所はお客様の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所に感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用しておこなうことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について職員へ周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(虐待防止に関する事項)

第15条 当事業所では、お客様の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業所はサービス提供中に当該事業所従事者または養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるお客様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第16条 当事業所の従業者はサービス提供にあたってお客様又は他のお客様の生命、又は身体介護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他行動を制限する行為を行わない。

施設内に設置の身体的拘束等適正化検討委員会が、お客様自身又は他のお客様の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束を行う必要があると判断した場合には、施設の「身体的拘束等適正化指針」に基づき、お客様又は身元引受人等に連絡し、身体拘束等を行う理由・方法・時間・期間等を口頭及び文書により説明し同意を得ることとする。

- 2 事業所は身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともにその結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(地域との連携)

第17条 事業所はその運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努める。

- 2 事業所は事業の提供にあたっては、お客様、お客様の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、当該事業について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、委員による評価を受けるとともに、委員から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(認知症ケアに関する事項)

第18条 事業所は、すべての介護従事者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。認知症に関する十分な知識を習得し、専門性と資質の確保・向上を目的とし、定期的に研修を実施する。

- 2 認知症高齢者への対応として、総合的なアセスメントを踏まえ、環境やチームケアを統一することで、認知症高齢者のニーズに即した生活支援を行う。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）

を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第20条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上、その他の生産性向上に資する取り組みの促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第21条 事業所は従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回
- 2 事業所は事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は事業の提供に関する記録を整備し、サービス計画の記録については当該計画に基づく事業の提供を終了した日から10年間は保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人楽晴会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年11月 1日から施行する。
この規程は、平成13年 7月 1日から施行する。
この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成16年 6月 1日から施行する。
この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成20年 5月 1日から施行する。
この規程は、平成20年11月 1日から施行する。
この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成22年10月 1日から施行する。
この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成25年 6月 1日から施行する。
この規程は、平成26年 3月 1日から施行する。
この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成28年 1月 1日から施行する。
この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成30年12月 1日から施行する。
この規程は、令和 元年12月 1日から施行する。
この規程は、令和 2年 5月 1日から施行する。
この規程は、令和 3年 1月 1日から施行する。
この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 3年11月 1日から施行する。
この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。
この規定は、令和 6年 9月 1日から施行する。
この規定は、令和 7年 4月 1日から施行する。
この規定は、令和 8年 4月 1日から施行する。